

船舶事故調査報告書

平成28年4月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年1月17日 11時38分ごろ
発生場所	阪神港堺泉北第4区 堺浜寺南防波堤灯台から真方位146° 1.05海里付近 (概位 北緯34° 32.4′ 東経135° 25.3′)
事故の概要	LPG運搬船 ^{しょうりゅう} 松隆丸は、着岸作業中、また、油タンカー ^{こうよう} 康洋丸は、岸壁に係留中、両船が衝突した。 松隆丸は、左舷船尾部外板に擦過傷を生じ、また、康洋丸は、左舷中央部外板及びハンドレールに曲損を生じた。
事故調査の経過	平成27年3月11日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A LPG運搬船 松隆丸、748トン 140927、松盛汽船株式会社、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 B 油タンカー 康洋丸、537トン 141498、日宣汽船株式会社、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
乗組員等に関する情報	A 船長A、三級（航海） B 船長B、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	A 左舷船尾部外板に擦過傷 B 左舷中央部外板及びハンドレールに曲損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 5、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	A船は、着岸作業中、船尾が風に圧流されて岸壁に接近したため、機関、舵及びスラスト等を使用して船尾を岸壁から離そうとしたが、船尾部が岸壁に係留中のB船に衝突した。 B船は、岸壁に右舷着けしていた。
分析	A船は、着岸作業中、風力5の風に圧流されたことから、船尾部が岸壁に係留中のB船に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船が着岸作業中、風力5の風に圧流されたため、船尾部が岸壁に係留中のB船に衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

	・着岸操船を行う際は、風の影響を考慮すること。
--	-------------------------